様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第９号の３に掲げる無線設備	ＮＲ
第２条第１項第９号の４に掲げる無線設備	ＰＲ
［略］	［略］
第２条第１項第28号の２の５に掲げる無線設備	ＯＲ
第２条第１項第28号の２の６に掲げる無線設備	ＱＲ
［略］	［略］

［５　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十七日

総務大臣　金子　恭之

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査日） **第三条**　科学技術研究調査は、毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。 （調査の対象） **第四条**　科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。 一　統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業（次のイからヌまでに掲げるものを除く。）を主たる事業とする会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社をいう。以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。） ［イ～ヌ　略］	（調査日） **第三条**　科学技術研究調査は、毎年三月三十一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。 （調査の対象） **第四条**　［同上］ 一　統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業（次のイからヌまでに掲げるものを除く。）を主たる事業とする会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社 ［イ～ヌ　同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第９号の３に掲げる無線設備	ＮＲ
［同左］	［同左］
第２条第１項第28号の２の５に掲げる無線設備	ＯＲ
［同左］	［同左］

［５　同左］